

産業廃棄物処理施設

設置 変更 許可証

平成17年5月20日

住所 山口県周南市大字久米1172番地の7

氏名 周南総合リサイクル株式会社
代表取締役 星田直樹



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置の許可
第15条の2の5第1項 変更

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日	平成17年5月20日	許可番号	第16号の21
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：政令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 政令第7条第8号の2(木くず、がれき類の破碎施設) 廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。以上1種類)、 木くず、がれき類 以上3種類		
設置場所	山口県下松市大字末武中字下和田1230番2		
処理能力	廃プラスチック類 59.26 t/日 (18) 時間 木くず 55.48 t/日 (18) 時間 がれき類 9.02 t/日 (18) 時間		
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		